

議案第 4 6 号

八幡浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録申請） 第 3 条 （略） 2 前項の場合において、登録申請書に押印する登録申請者に係る印鑑は、<u>八幡浜市印鑑条例（平成 1 9 年条例第 3 9 号）</u>の定めるところにより登録されている登録申請者の個人の印鑑（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、当該登録申請者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に登録されている印鑑。以下「登録個人印鑑」という。）とする。 3 （略） （登録） 第 4 条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、前条第 3 項に規定する印鑑登録証明書）の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めたときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。	（登録申請） 第 3 条 （略） 2 前項の場合において、登録申請書に押印する登録申請者に係る印鑑は、<u>八幡浜市印鑑条例（平成 1 7 年条例第 1 4 3 号）</u>の定めるところにより登録されている登録申請者の個人の印鑑（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、当該登録申請者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に登録されている印鑑。以下「登録個人印鑑」という。）とする。 3 （略） （登録） 第 4 条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、前条第 3 項に規定する印鑑登録証明書）の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めたときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。

(本人申請主義) 第 1 2 条 この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則<u>第 1 9 条第 1 項の規定により同施行規則 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号の代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体</u>にあっては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができる。	(本人申請主義) 第 1 2 条 この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号トの規定により代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体</u>にあっては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができる。
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするため。